

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子どもの学ぶ権利の保障と義務教育費の十分な財政措置を求める意見書

新型コロナウイルス感染症拡大により、3月2日から全国の学校は一斉休業に入り、子どもたちは学習機会を失うことになった。子どもの学ぶ権利は憲法の理念であり、子どもの権利条約にも明記されている。新型コロナウイルス対策の休業措置で、授業が出来なかったことにより今後のカリキュラム編成にも大きな影響が及んでいる。先ず大切なのは、子どもの学習権の保障であり、そのためにも教育予算の拡充を図る必要がある。

学校における課題が複雑化・多様化する中において、新学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し、質の高い教育を持続発展されるためには、学校における働き方改革を実質的かつ着実に推進していくことが必要不可欠である。鹿児島県教育委員会においては、「学校における業務改善アクションプラン」の策定や改正給特法7条に基づく教職員の業務量の適切な管理等の措置を求める規則等の整備などにより、業務の総量を削減し、教師が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことがないようにするとともに、自らの教職としての専門性を高め、より分かりやすい授業を展開するなど教育活動を充実することにより、これまでの教育の質を維持・向上することを目的として、学校における業務改善を推進しているが、学校現場からはこうした取り組みと合わせて、教職員の定数改善を望む意見が数多く寄せられていることなどから文部科学省も教職員の定数改善を毎年度要求している。特に、離島・山間部の多い本県においては、憲法が保障する教育の機会均等が十分に保障されているとは言い難く、更なる充実が求められている。

また、障がいのある子どもたちに対する合理的配慮への対応、日本語指導などを必要とする外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校の課題、小学校では新学習指導要領に対応するため外国語教育の実施に必要な授業時間数の調整など、授業時数や指導内容も増加している。こうした課題等を解決して、子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、計画的な教職員定数の改善が必要である。

昨年9月、経済協力開発機構（OECD）は、2016年に加盟各国が小学校から大学に相当する教育機関に行った公的支出の国内総生産（GDP）に占める割合を発表した。日本は2.9%で、比較可能な35か国のうち、3年連続で最下位となっている。OECDの平均は4.0%、最高はノルウェーの6.3%で、フィンランドの5.4%、アイスランドとベルギーの5.3%と続いている。

教育費は、子どもたちの将来の可能性や選択肢を広げるための未来への投資である。子ども達がどこに住んでいても、また、感染症などの危機的状況下においても等しく教育を受けられることと併せ多様で質の高い学びを確保するための条件整備は不可欠である。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置し、一人ひとりの子どもたちへの教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、「計画的な教職員定数改善が推進できるよう、国は喫緊の課題として取り組むこと」「コロナ禍で学習機会を失った子どもに学ぶ権利を保障するための予算措置を行うこと」を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月19日

鹿兒島県議会議長 外 菌 勝 蔵

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣

財 務 大 臣 殿
総 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣